

兵庫県警察大規模災害対応業務継続計画の継続運用について（一般甲）

〔兵警務一般甲第51号〕
〔令和6年5月31日〕

対号 兵庫県警察大規模災害対応業務継続計画の継続運用について
（令和4年5月27日兵警災一般甲第43号）

兵庫県警察大規模災害対応業務継続計画については、対号に基づき運用しているところであるが、6月1日から、別添のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、その対応に遺漏のないようにされたい。

別添

兵庫県警察大規模災害対応
業務継続計画

令和 6 年 6 月

目 次

第1	総則.....	1
1	趣旨.....	1
2	定義.....	1
3	実施方針.....	1
4	想定する災害.....	1
第2	業務継続実施責任者等.....	1
1	業務継続実施責任者.....	1
2	業務継続実施副責任者.....	1
第3	平素からの措置.....	2
1	業務の分類.....	2
2	人員の把握等.....	2
3	食料等の備蓄等.....	2
4	職場環境の整備.....	2
5	代替施設の整備.....	2
第4	大規模災害時の措置.....	3
1	安否確認.....	3
2	業務継続のための執務体制の確立.....	3
3	縮小・中断業務の実施等.....	3
4	業務継続のための執務環境の整備.....	3
5	職員の健康管理.....	4
第5	代替施設への移転.....	4
第6	通常体制への復帰.....	4
第7	教養及び訓練.....	4
第8	点検及び改善.....	4

第1 総則

1 趣旨

この計画は、兵庫県下において、大規模な自然災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度の高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 業務継続 大規模災害の発生時（以下「大規模災害時」という。）において、優先度の高い業務の継続性を確保することをいう。
- (2) 災害応急対策業務 大規模災害時において、兵庫県警察災害警備計画（平成26年兵警災例規甲第12号。以下「災害警備計画」という。）に基づき実施する業務であって、他の業務に優先して実施すべきものをいう。
- (3) 継続の必要性の高い通常業務 個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務（災害応急対策業務を除く。）であって、治安又は県民生活に重大な影響を与えるため、大規模災害が発生した直後であっても、縮小し、又は中断することが困難な業務及び組織を維持するために最低限必要な業務をいう。
- (4) 非常時優先業務 災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務をいう。
- (5) 縮小・中断業務 大規模災害時において、縮小し、又は一定期間中断することが可能な業務をいう。

3 実施方針

- (1) この計画の実施に当たっては、知事部局等関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策の推進に寄与するとともに、警察本部及び警察署が相互に連携して一体的な活動を行い、治安の維持に万全を期するものとする。
- (2) この計画の実施状況については、時機を逸することなく兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告し、必要な指導等を受けるとともに、大規模災害時には、公安委員会の権限に属する事務について、公安委員会を的確に補佐するものとする。

4 想定する災害

この計画において、大規模災害とは、兵庫県地域防災計画等が示す南海トラフ地震及び山崎断層帯地震を始め、地震、津波等の影響により、兵庫県下の広範囲にわたり、人的又は物的に甚大な被害の発生が予想される災害を想定する。

第2 業務継続実施責任者等

1 業務継続実施責任者

- (1) 各所属に、業務継続実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。
- (2) 実施責任者は、所属長をもって充てる。
- (3) 実施責任者は、的確に業務継続を行うため、この計画に定められた措置を執るものとする。

2 業務継続実施副責任者

- (1) 各所属に、業務継続実施副責任者（以下「実施副責任者」という。）を置く。
- (2) 実施副責任者は、警察本部の所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所属及び警察学校を含む。）にあっては次席、副隊長又は副校長を、警察署にあっては

副署長又は次長をもって充てる。

- (3) 実施副責任者は、実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

第3 平素からの措置

1 業務の分類等

(1) 業務の分類

実施責任者は、大規模災害の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務、継続の必要性の高い通常業務又は縮小・中断業務に分類しておくものとする。

(2) 分類の基準

継続の必要性の高い通常業務及び縮小・中断業務に係る分類の基準は、主管部長等が定める。

2 人員の把握等

実施責任者は、大規模災害時には、警察職員（以下「職員」という。）の一部又は大半が業務に従事することが困難となることを前提に、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。特に、専門的な知識を有する職員を必要とする非常時優先業務については、あらかじめ当該職員の代替となる職員を指定しておくなどの措置を講ずるものとする。

3 食料等の備蓄等

(1) 食料等の備蓄

実施責任者は、大規模災害の発生に備えて、食料等を備蓄し、及び適切に管理するものとする。

(2) 通信の確保等

ア 実施責任者は、近畿管区警察局兵庫県情報通信部長と連携を図り、通信設備の維持管理、応急用通信資機材の確保等を行い、大規模災害時に必要な通信の確保に努めるものとする。

イ 実施責任者は、警察情報システムの運用を担当する職員の不在に対応した体制を確保するものとする。

また、総務部情報管理課長は、警察情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

(3) 電源の確保

実施責任者は、平素から非常用発電装置、発動発電機等の点検整備を行うなど、大規模災害時における電源の確保のための対策を講ずるものとする。

4 職場環境の整備

実施責任者は、所属建物内の書棚、キャビネット、ロッカー、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置並びに非常時優先業務の実施に必要な情報通信機器等の資機材の機能を保全するための措置、非常電源コンセントの位置の明示を行うなど、職場環境の整備に努めるものとする。

5 代替施設の整備

(1) 代替施設の確保

警察本部長及び警察署長は、大規模災害の発生により庁舎の機能が喪失した場合を

想定し、代替施設の確保に努めるものとする。

(2) 移動経路の選定

実施責任者は、大規模災害の発生により道路が寸断するなど、代替施設への移転が困難となることを想定し、あらかじめ複数の手段、路線等を選定するものとする。

第4 大規模災害時の措置

警察本部にあつては災害警備計画に規定する災害警備本部体制A号が発令されたとき、警察署にあつては災害警備本部体制A号が発令されたとき又は警察署長が災害警備本部体制A号をとったときは、それぞれ次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 安否確認

実施責任者は、職員及びその家族の安否を確認し、災害警備計画に規定する兵庫県警察災害警備本部警備本部長（以下「警備本部長」という。）に報告するものとする。この場合において、実施責任者は、電話、兵庫県警察災害時職員緊急参集システム、災害用伝言ダイヤル等あらゆる通信方法を活用して行うものとする。

2 業務継続のための執務体制の確立

(1) 体制の確保

実施責任者は、災害警備計画の規定に基づき参集し、又は招集された職員の中から、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

(2) 参集

職員は、災害警備計画の規定に基づき速やかに自己の所属に参集し、実施責任者の指揮のもと、非常時優先業務を行うものとする。この場合において、必要な衣類等を持参するものとする。

3 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

実施責任者は、非常時優先業務を実施すべき場合においては、縮小・中断業務を積極的に中断するものとする。ただし、非常時優先業務の推進状況、ライフライン等の復旧状況等を勘案し、非常時優先業務に影響を及ぼさない範囲で、縮小・中断業務を実施することができる。

(2) 報告

実施責任者は、前記(1)の規定により縮小又は中断をしている縮小・中断業務を再開したときは、警備本部長に報告するものとする。

4 業務継続のための執務環境の整備

(1) 庁舎機能の確保等

ア 庁舎管理責任者（兵庫県警察庁舎管理規程（平成9年兵庫県警察本部訓令第15号）第4条に規定する庁舎管理責任者をいう。以下同じ。）は、大規模災害時は、庁舎の破損の有無を確認し、危険な場所への立入りを禁止するなど、必要な措置を講ずるものとする。

イ 庁舎管理責任者は、大規模災害時において、非常用発電装置等による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

(2) 負傷者への対応

実施責任者は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ負傷者の応急救護に必要な救

護用品を確保するとともに、大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護措置を行うほか、必要により、医療機関に搬送するものとする。

(3) 来庁者への対応

庁舎管理責任者は、大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めるときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で、来庁者を一時待機させるものとする。ただし、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合は、災害警備計画に規定する兵庫県警察災害警備本部と調整し、来庁者を庁舎周辺の受入施設等に案内し、又は誘導するものとする。

5 職員の健康管理

実施責任者は、長時間労働による過労及び精神的ストレスにより職員が健康を害することのないよう特段の配慮をするものとする。

第5 代替施設への移転

警察本部長又は警察署長は、大規模災害時において、庁舎の安全が確保されていないこと等により、当該庁舎を使用することが適当でないと認めるときは、被災状況を勘案した上で、適当と認める代替施設を選定し、速やかに移転するものとする。この場合において、県民その他関係機関に対して必要な事項を広報し、その周知を図るものとする。

第6 通常体制への復帰

通常体制への復帰は、警察本部長が決定する。

第7 教養及び訓練

実施責任者は、職員に対し、適正な業務継続を行うための教養及び大規模災害時における初期対応訓練を計画的に実施するものとする。

第8 点検及び改善

この計画は、絶えず検討を加え、必要があると認めるときは変更するものとする。